

古代文学における語り

——『古事記』の事例から——

藤 井 貞 和

問題の所在

新しい古代文学史を考えるのに「語り」の問題を無視できないのではないか、というのが課題である。私のばあい、上代の説話のたぐいが、のちに成立してくる物語文学とどういう関係にあるのかを大きな関心事としているが、物語文学はその名のとおりモノガタリなる語りの世界をベースにしており、また物語文学を書くことをとおして語りの方が積極的に展開せられているように思われる。上代においても語りがどう実態的に展開されているか、ぜひ知りたいところだが、本稿はそれのごく基礎的な作業として『古事記』における用例を検討する。上代の文学はすでに書くこと（文字）の制扼下に置かれていたのであるから、語りが方法化されて作品の中に活動

を開始するといった、のちの物語文学へ発展してゆく機運をもぜひ探求して課題に応えるべきであるけれども、そのまえの基礎的な考察をいくつか本稿では試みておきたい。上代の説話のたぐいは、モノガタリと呼称されていたかという点、その証拠はかならずしも無いように、呼称がないとすれば、モノガタリと認識されていた証拠もないわけである。とすれば、上代の説話のたぐいは、後代にモノガタリと呼称される物語文学や説話文学と、その意味でかならずしも、まっすぐには、つながらないようであるのだ。では、それら上代の説話のたぐいはどう呼称されていたかということだが、四つほど挙げられるであろう。つまりコトとよばれていたか、モトとよばれていたか、コトノモトとよばれていたか、フルコトとよばれていたか、という四つを挙げることができる。こ

これらのうちモトとコトノモトとは、起源譚であることを強く意識した言いまわしである。起源譚として、不確実な用例ならばヨシ、ユエヨシなどもあるけれども、ここでは省いておく。コトノモトは用例が多い（藤井・一九七六）。コト、フルコトもまた、用例が諸文献にあつて、例えばすぐあとにみるように『古事記』では猿女君の名称の起源譚をコトと言っている。フルコトは、『古事記』でいうと、本文中に用例がない、と見られそうだが、実をいえば『古事記』はフルコト記なのであるから、『古事記』全体がフルコトの書物である、というたて、まゝになつている（藤井・一九八二a）。『古語拾遺』もフルコトの拾遺、という意味である（藤井・一九八二b）。漢語起源の訓読語であるかどうかは別にして、日本の故事をあらわす代表的な用語として、フルコトという語は早くから日本に定着していた。かかるコトやフルコトは語るものであつたかどうか、これを問題とする。

一 コト・モト・コトノモト

右にふれたように『古事記』の本文にあらわれた用例としては、フルコトを見いだすことができない。それについてコトは、説話的な内容をあらわすものとして、猿女君の名称の起源譚がある。

用例(イ)是以猿女君等、負其猿田毘古之男神名而、女呼猿女君之事是也。(是を以ちて猿女君等、其の猿田毘古の男神の名を負ひて、女を猿女君と呼ぶ事はそ。) 130p (倉野・一九五八)

ここに「事」字を書いているこの説話は、相当する記事を『日本書紀』および『古語拾遺』に求めると「縁」字が使われていて、起源譚の意味であることが明白である。起源譚であることを明示しているのはモトとコトノモトであつて、用例が一、二見いだされる。

用例(ロ)割注)此還矢之本也。(割注)此れ還矢の本そ。] 116p

用例(ハ)亦其雉不還。故於今諺曰雉之頓使本是也。(亦其の雉還らざりき。故、今に諺に「雉の頓使」と曰ふ本是そ。) 同

用例(ニ)割注)此者神字礼豆致之言、本者也。(割注)此は「神うれづく」といふ言の本そ。] 260p

これらがコト、モト、コトノモトだが、これだけでは語るものであつたかどうか知られない。なお『古事記』には言語事象をあらわしたりことがらをあらわしたりするコト(言・事など)は、以下にも適宜ふれてゆくように、数多くある。もともとと言・事未分化ながら、「言」と「事」とをやや書き分けようとしていたことが観察せら

れるから、まったく未分化であったということでもないらしい。説話をあらわすコト(右の用例(一)イ)は、当然、言・事一般のコトに所属せしめられるべきその一部分を形成するものである。

二 芸能的なカタリ

今度は語りのほうから見えてゆくと、何といつても「語」字に注目してゆくことになる。『古事記』には芸能の「語り」をあらわす用例かと思われるものが三つある。

用例(二) b 如此歌即、為字伎由比(四字以音、字那賀氣理豆(六字以音)、至今鎮坐也。此謂之神語也。)(如此歌ふ即ち、うきゆひ為て、うながけりて、今に至るまで鎮り坐す。此れを神語と謂ふそ。) 104 p

これ(神語)をカムガタリとよむか、厳密には用例となしえないけれども、この「語」をカタリとよむ字であるとみることは、用例(二) k、用例(二) n (天語歌) などと思ひあわせてみればほとんど動かしようがない。「神語」がたとい直前の一首だけをさすとしても、そこに「このかたりごとをもこをば」が無いからといって、「神話」がこのリフレインと無縁であるとは言い切れない。「神語」がたとい直前の「やちほこのかみのみことやあがおほくにぬし…」一首だけをさす歌謡名であるとしても、これ

がカムガタリであるからこそ、「このかたりごとをもこをば」歌謡にならばされた、という一面があるう。ともあれ「うきゆひ」して「うながけりて」鎮坐するにいたる歌謡とは、祭祀のなかの芸能要素の強いものとして注意される。

用例(二) k 於是建内宿禰、以歌語白、多迦比迦流 比能

美古 字倍志許曾 斗比多麻閉 …… (歌謡中略)

…… 如此白而、被給御琴歌曰、那賀美古夜 都毘邇斯良牟登 加理波古牟良斯。此者本岐歌之片歌也。(是に建内宿禰、歌以ちて語りて白さく、たか

ひかる ひのみこ うべしこそ とひたまへ…… (歌謡中略) …… 此如白して、御琴給はりて歌ひて曰く、ながみこや つびにしらむと かりはこむらし。此はほき歌の片歌そ。) 280-282 p

これは日女島伝承とでもいふべき説話のなかにあり、豊樂の歌舞であったと推量される。次の「天語歌」三首と比較すると、「たかひかるひのみこ」歌謡とでもいふべき共通要素を持っていることと、豊樂の歌舞であったらしいことにおいて、ぜひ関連させて考察したく思うが、そうしてみるとここに建内宿禰が「歌以ちて語」ったという「語り」は「天語歌」の「語」、ひいてはさきにみた「神語」の「語」と同質のものとしてすこぶる重要と

なる。語り歌とはいかなるものか。「ながみこやつびに
しらむとかりはこむらし」というほき歌の片歌は御琴を
給わつてうたつているが、そうすると、その直前の「たか
ひかるひのみこ……」の語り歌は楽器を使わないか、あ
るいは琴のようなものではない伴奏的附加物で拍子をと
りながらうたったことが考えられるのである。語りが何
らかの芸術的な意味合いを持つ用例として注意されなけ
ればならない。「歌」と「語り」とがけつして両立しない
ものではなかったことをこの用例は示している（藤井・
一九七二、古橋・一九七八、三浦・一九七九）。

土橋寛氏は「語る」という語に答える・説明するとい
う意味があったとするが（土橋・一九六八）、なるほどこ
は歌をもって答えるところであつて、いかにもこの「語
る」は答えるという意味らしく見えるかも知れない。
しかし、「爾召建内宿禰命、以歌問、鴈生卵之状。其歌曰
……」（爾に建内宿禰命を召して、歌以ちて鴈の卵生め
る状を問ひたまひき。其の歌に曰はく……）とある「問
ひ」に対するものであるのだから、すなおに「答ふ」と
あるべきものが、そうでなくて「語白」となっているこ
とが問題なのである。「以歌答白」となっているのではな
く、「語りて白さく」となっているからには、「語る」と
いう語に、単に答えること以上の、積極的なカタルと

いう語の意味が込められている、と考えるほかない。説
明する、という語感は、なるほど感じられるにしても、
単なる説明でなく、説明によって聞き手をうごかし、納
得させてしまうちからを持つ説明なのではないかと思わ
れる。そういう独特な説得はやはりカタリといわれるも
ので、他の語におきかえがたいものだったのではない
か。かつて私は土橋説にふれて、『日本書紀』の用例だ
が、答えるよりも問うの意味で「語る」という語が使用
されているばあいがあるではないかと批判した（藤井・
一九七二）。土橋氏は新しい『カタル』の語義補稿（土
橋・一九八一）で答える・説明するに固執されるとも
に、さらに説得する・了承を得るといふ意味があるとも
しておられる。いずれにしてもカタルを他の語でおきか
えるような議論は最終的にむなししい。今回の私はこの用
例を「神語」や「天語歌」に通ずる芸術的な「語り」の
照明のもとにとらえることができるのではないか、とい
う意見を表明しておく。

用例(1) n 此三歌者、天語歌也。（此の三歌は天語歌ぞ。）
320 p

「まきむくのひしろのみやは」歌、「やまとのこのたけ
ちに」歌、「もしきのおほみやひとは」歌の三首は、
いずれも「ことのかたりごとをば」という結尾を持

ち、「天語歌」である。豊樂の歌舞であつたらう。これが琴のような楽器をともなつたかどうかわからないが、「天語歌」にひきつづく同じ豊樂の日の歌謡「みなそそくおみのをとめ……」（うき歌）が琴歌譜に見いだされるのと比較すれば、あるいは用例(二)kのような琴をともなわない語り歌であつたか。

用例(二)の三例は「語り」が芸術的な意味を負うていばあいとして記憶にあたいする。なお「このかたりごともこをば」句については本稿のさいごにふれることになる。

三 語り・語る・カタラヒ

「語り」「語る」の用例を「語」字をとおしてもうしばらく追つてみることにする。

用例(三)a 於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉国。爾自殿藤戸出向之時、伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾与汝所作之国、未作竟。故、可還。爾伊邪那美命答曰、悔哉、不速来。吾者為黄泉戸喫。然愛那勢命（那勢二字以音。下效此。）入来坐之事恐。故、欲還、且与黄泉神相論。莫視我。如此白而……〔是に其の妹伊邪那美命を相見むと欲ほし、黄泉国に追ひ往きましき。爾に殿の藤戸より出で向かふる時、伊

邪那岐命、語詔らさく、「愛しき我がなに妹の命、吾と汝と作れる国、未だ作り竟へず。故、還るべし」とのらす。爾に伊邪那美命、答へて白さく、「悔哉、速く来ませず。吾は黄泉戸喫為つ。然れども、愛しき我がなせの命、入り来坐せる事恐し。故、還らむと欲ふを、且く黄泉神と相論はむ。我を莫視そ」とまをす。〕62-64p

この「語」字を何とよんだらいいのだろうか。詔を、単なる「詔」でなく「語詔」とする語感、例えば大系本などにふつう行われているカタラヒノリタマヒシクなどという訓みでいいのだろうか。カタラフならばモノガタリ（雑談、清談、男女の語り）といった語感に近くとりなされる。しかし、ここは、そうした男女の語りといったばめんでなく、生と死とが対決し、一方が一方を説得するところであつて、双互にかたりあうようなものではない。この「語」はカタルであろう。その説得に答えて、伊邪那美命は、不可能なはずである黄泉国からの帰還を、ふと試みる気になるのだ。この「語（カタリ）」は或る内容を語つたのにちがいない。「吾と汝と作れる国、未だ作り竟へず。故、還るべし」という内容を、である。もっと詳しい説得する内容がここには込められていた、という語感かも知れない。とすれば、二人で国々を

生んだことのしだいや、妻の死後、かなしみにたえられず、ここ黄泉国までたずねてきた、ということのしだいをも含む。それに対するのが伊邪那美命の「……然れども愛しき我がなせの命、入り来坐せる事、恐し」というところの「事」であろう。この「事」はコト、ことのしだいをさす。夫がはるばる、この暗黒の国までたずねてきたことのしだいを考えると、まことに恐れおおいから、一つ、無理かも知れないが、黄泉国の神さまと談判してみよう、という気になる。男の「語」と女の「事」とが対応しているのである。このような「事」は形式名詞化するまえの実体感をのこしているのではないか。

用例(三) c 爾天佐具壳(此三字以音)、聞此鳥言而、語天若日子言、此鳥者、其鳴音甚惡。故、可射殺云進即、天若日子、持天神所賜天之波十弓、天之加久矢、射殺其雉。〔爾に天佐具壳、此の鳥の言を聞きて、天若日子に語りて言はく、「此の鳥は其の鳴く音や甚惡し。故、射殺すべし」と云ひ進むる即ち、天若日子、天神の賜へる天のはじ弓、天のかく矢持ちて其の雉を射殺す。〕 114 p

これは天若日子をそのかして行動に走らせるところに効果を出して使われている「語り」であって、カタルにちがいない。「語りて」としておく。使曠したのだ。

天佐具壳は『日本書紀』に「天探女(訓注「阿麻能左遇謎」)とあるように、サグメは「さぐる、さがす」の語幹から来ている。この記事からすると鳥の鳴声を聞いて吉凶を判断している。後代のあまんじゃく(天邪鬼)はこれの崩れたかたちだといわれている。あまんじゃくといえば、黒を白といたり、正を邪といたり、反対する性格を持っているように思われているが、本来はよく探索して吉凶をうらなったのだ。天佐具壳は鳥の声からこれを凶と判断したので、事実そのとおりになった。雉を射殺すべし、とは立ち入った進言をしたものである。「語(カタル)」という語にかにもふさわしい、ということができるのではなかるうか。使曠をうけて天若日子は「即ち」雉を射殺してしまう。カタリのちからがはたらいたのである。

用例(四) d 故爾遣天鳥船神、徵来八重事代主神而、問賜之時、語其父大神言、恐之。此国者、立奉天神之御子。……〔故爾に天鳥船神を遣し、八重事代主神を徵し来て、問ひ賜ふ時、其の父の大神に語りて言はく、「恐し。此の国は天神の御子に立奉らむ」といひて……〕 120 p

八重事代主神の服従のところだが、ここに八重事代主神が父神大國主神に「語」っているのはどうしてか。説

話をたどると、建御雷神と天鳥船神とが、出雲国の伊那佐の小浜に降りて、十掬劍の先にすわって、大国主神に国譲りをせまった。すると大国主神は「僕者不得白。我子八重言代主神、是可白」〔僕は得白さじ。我が子八重言代主神、是れ白すべし〕と、息子にゲタをあずけた。そこで八重事代主神を召し来て、詰問した。それによって息子神は、父（大国主神）に対し、「語」って、国譲りをすすめた。以上のような神話になっている。八重事代主神（八重言代主神とも）は、コトシロの神、つまり大国主神に代って言葉を発する神格であった。コトを発する神が、「語る」というのはいかにもふさわしい。父神に説得、ないし懇懇している。これによって国譲りを大国主神に決意させるところだが、実際にはもう一人の息子建御名方神の敗北、服従をまっけて国譲りが行われたことになっている。

e f は一緒にして考察する。長い引用なので原文を省略し、書き下し文だけ提示することを許していただきたい。

用例(三) e f 是に火遠理命、其の初めの事を思ほして、大きな一歎したまひき。故、豊玉毘売命、其の歎きを聞かして以、其の父に白して言はく、「三年住みたまへども、恒は歎かすことも無かりしに、今夜

大きな一歎為たまひつ。若し何の由か有る」といふ。故、其の父の大神、其の聳夫を問ひて曰はく、「今日、我が女の『語』(e)を聞けば、『三年坐せども、恒は歎かすことも無かりしに、今夜大きな歎き為たまひつ』と云ひき。若し由有らむや。亦此間に到りませる由は奈何に」といふ。爾に其の大神に語りたまふこと(一)、備に其の兄の失せにし鉤を罰りたる状の如し。198-140p

ここに「其の初めの事」とは釣鉤をなくしてここまでやってきたことのしだいをさす。そこで「大きな一歎」をした。その歎きを聞いた豊玉毘売命が、父（海神）にそのことをうったえて、「若し何の由か有る」と言った。このことをうけて父神は聳夫に問うのだが、注意すべきは豊玉毘売命の言を、ほとんど省略せずに父神は復唱している。「女の『語』」の内容が実際に豊玉毘売命の発言のなかにあり、それを父神はくりかえしている。こういう省略しないくりかえしは昔話などの口承的なものありかたとして、『古事記』のこの描写部分に反映しているのだろう。「大きな一歎」というふしぎな言いまわしを含む「三年住みたまへども……今夜大きな一歎為たまひつ」の部分が「女の『語』」にあたるが、この『語』(e)は、もしコトとよめば古事記のなかのかずすくない

(唯一の?)「語」字をコトとよむ例になるから、それよりはこれをカタルとよむのが、できればそうしたほうがいい、無難な処置だ、ということになる。豊玉毘売命は父神にかくかくしかじかとカタツた。報知したのだ。別のばめんのできごとをこのばめんに来て報知した。ただし単に報知しているだけではかならずしもカタルでなくともよいかも知れない。ここには「大きな一歎」というふしぎな言葉が関係していよう。「大きな一歎」と書いたが、「大一歎」の訓みは確定できない。何かの特殊な歎息である。夫の君がこれを發したことは十分にひとつのできごとであった。海神の国はユートピア、すべてに飽き足りているのに、なお飽かぬ「歎き」が夫の君から發せられるとは十分にできごとではあるまいか。(f)の「語り」は尊の君が大神にカタルというので、いままでのいきさつ、ことのしだいを説明する。さきの「初めの事」に対応していよう。

娘が父にできごとを報知するのは次の矢河枝比売の説話も同じである。

用例(三) g 故、矢河枝比売、委曲語其父。於是父答曰、是者天皇坐那理(此二字以音)。恐之、我子仕奉云而、……〔故、矢河枝比売、委曲に其の父に語る。是に父答へて曰はく、「是は天皇に坐すなり。恐し、我

が子仕へ奉れ」と云ひて……〕 242 p
カタルことの内容を、本文上の事実としては省略しているが、逐一報知したのであって、父は娘の「語る」のを聞いて「是は天皇に坐すなり(那理)」と判断した。

用例(三) h i ……水取司に駆使はゆる吉備国の児嶋の仕丁、是れ己が国に退るに、難波の大渡に、後れたる倉人女の船遇ひき。乃ち語りて(h)云はく、「天皇は比日、八田若郎女と婚ひしたまひて、昼夜戯れ遊びますを、若し太后は、此の事を聞き看さねかも、静かに遊び幸行す」といひき。爾に其の倉人女、此の語る(i)言を聞きて、即ち御船に追ひ近づきて白す状、具さに仕丁の言の如し。是に太后大く恨み怒りまして…… 270 p

これも原文を省略して書き下し文だけ掲げることにした。仁徳後の石之比売のるすに、天皇が八田若郎女と結婚した記事である。それが「昼夜」をわきまえず「戯遊」している、という状態だったので、児嶋の仕丁はこの「事」を倉人女に「語」った。倉人女は側近の女性であろう。これを皇后の耳にいった。hもiも「事」あるいは「言」を「語る」という用法になっている。「事」「言」区別は特にならない。宮中の奇事をあらわしている。これを仕丁がカタリ、皇后の耳にはいった。

じは反逆者に「語る」ばあい、これは。の天佐具売が天若日子にカタル用例に近い。このばあいは女鳥王が速総別王に「語る」というところ。

用例(三) 爾女鳥王、語速総別王曰、因太后之強、不洽賜八田若郎女。故、思不仕奉。吾為汝命之妻、即相婚。〔爾に女鳥王、速総別王に語りて曰はく、「大后の強きに因りて、八田若郎女を治め賜はず。故、仕へ奉らじと思ふ。吾は汝命の妻に為らむ」といひて、即ち相婚ひき。〕276p

この「語り」は『日本書紀』に多い、反逆者を使喚するときのカタルではなからうか(参照、藤井・一九七二)。文脈は結婚を説得することになっているけれども、女性か男王をくどいて結婚を懇願するとはあまりに異常だ、という感じがする。これを、『日本書紀』にはいくつも見られる、ひとをそそのかして反逆にいたらしめる際に使用される「語り」であるともみれば、納得される用例である。説得されると、カタラレタ側は反逆に立ちあがらないわけにゆかなくなる。

次は「相語」とあり、カタラフとよむ「語」字かと考えられる用例である。長いので原文を省略して、書き下し文を掲げる。

用例(四) 是に其のいる弟水齒別命、参赴きて調さしめ

たまひき。爾に天皇、詔らしめたまはく、「吾、汝命若し墨江中王と同じ心ならむかと疑ふ故に、相言はじ」とのらしめたまふ。……(中略)……故、石上神宮に参出て、天皇に奏さしめたまはく、「政既に平け訖へて、参上りて侍ふ」とまをさしめたまふ。

爾に召し入れて相語らひたまひき。284-288p

ここに「相語」するのは天皇(履中)と水齒別命(のちの反正天皇)とであるが、さきに天皇は「相言はじ」といった。この「相言」と、「相語」とは対応している。実にひどい仕打ちによってだが墨江中王を誅殺して、二人は「相語」するようになった。「相語」は同志として、互いに相談あいてになるような関係であろうか。こういうのはカタラフとよむのが至当であると思われる。今まで見てきたカタルとは異質であるから、カタラフの用例となる。なおこの墨江中王誅殺説話の記事に「語」字が一例あり、用例(三)として後に掲出する。

mは安康天皇が目弱王によって殺されるという一大奇事に使われる「語り」の用例である。

用例(五) m自此以後、天皇坐神牀而昼寝。爾、語其后曰、汝有所思乎。答曰、被天皇之敦沢、何有所思。

〔此れより以後、天皇神牀に坐して昼寝したまひき。

爾に、其の後に語りて曰らさく、「汝思はせること

有りや」とのらす。答へて曰さく、「天皇の敦き沢を被りて、何か思ひ有らむ」とまをす。」300 p

皇后(長田大郎女)はもと大日下王の嫡妻で、天皇は王を殺して長田大郎女を皇后とした。目弼王は大日下王と皇后とのあいだの子であった。目弼王は天皇の「言」を聞き取って真相を知り、天皇を殺すという記事が以下に続くのだが、今は省略する。右の「語り」は天皇が皇后に「汝有所思乎」と尋いた問いかけである。こういう質問形式の「語り」は『日本書紀』にいくつもある(藤井・一九七〇)。恐らく単なる質問でなく、答えを強要するちからのこもった問いであるだろう。夫婦の会話であるからカタラヒであるという意見もあるかも知れないが、「相語」という表記になっておらず、内容上、問答になっている、緊迫したばめんであった。両人は本来、敵対する関係であったのである。

もう一例、履仲天皇条にもどってつけくわえておく。

用例(三)○是以、語曾婆訶理、今日留此間而、先給大臣位、明日上幸。留其山口即、造仮宮、忽為豊樂、乃於其隼人賜大臣位、……〔是を以ちて、曾婆訶理に語らく、「今日此間に留まりて、先づ大臣の位給ひて、明日上り幸さむ」とかたる。其の山口に留まる即ち、仮宮を造りて、忽ちに豊樂為たまひて、乃ち

其の隼人に大臣の位を賜ひ、……〕286-288 p

本稿は大系本(倉野・一九五八)に拠ったので、「是以語曾婆訶理」とある倉野氏の校訂にしたがえば「語」字でなく、「詔」字である。真福寺本には「語」とある。いずれがいいであろうか。ここは曾婆訶理をだまして、墨江中王誅殺の下手人であるかれを殺してしまおうとするところ。ひとをあざむくばめんである。「詔」字では不都合だ、ということはないにしても、はるかにカタルのほうがこはベターではないか。一応用例(三)○として別記しておくことにしたい。

四 コトとカタリとの連関

以上の「語」字の用例 a ~ o を整理してみることにしよう。

- a 説得(コトと連関)
- b 「神語」、芸能的なカタリ
- c 使喚、説得
- d 説得(コトと連関)
- e できごとの報知(コトと連関)
- f ことしのしだいの説明(コトと連関)
- g できごとの報知
- h i できごとの報知(コトと連関)

j 説得、反逆の使嫉

k 芸能的なカタリ

l カタラヒ

m 発問

n 「天語歌」、芸能的なカタリ

o ひとをあざむく「語り」

以上のようになるうか。さまざまなニュアンスのちがいがあるとしても、「語り」という語の持つ顕著な傾向性はつかめるかと思われる。b k n 芸能的なカタリ、a c d j 説得や使嫉、e f g h できごとやことのしだいの説明・報知、m 発問、l カタラヒなど、一応分類できるのにしても、言葉が言葉としてちからを持ち、他人を動かさずにはいないという一筋の傾向性がここにある。o 「ひとをあざむく」「語り」は a c d j の説得や使嫉にいられてよからう。ひとをあざむく意味のカタリ(騙り)という語は現代にも生きている。言葉が言葉としてちからを持って他人に影響をあたえずにはいない。ひとをあざむくこともその一部であるだろう。

右の用例の注意したいことは、コトという語と連関するのが a d e f h (i) と五、六例見いだされることであって、コトは語られるものであったという、コトとカタリとの関係を推測させられるのである。カタリという

語の語源がコトと関係あるのではないかという考えにはうなずけるところがある、ということになる。n 「天語歌」も、三重采女は「莫殺吾身。有応白事」(吾が身を莫殺したまひそ。白すべき事有り。)(318p、倉野・一九五八)といつてから、歌をうたっている。これもコトと連関する用例と見なすべきだ。そのコトの内容は歌われる「天語歌」なのである。「歌」と「語り」とは両立しないものではありえなかった。この「天語歌」および『古事記』歌謡二番、三番(二首に分ける見かたもあるが、ここでは一首と見なしておく)、四番歌に、合計七回「ことのかたりごとともこをば」という末尾句が見える。

用例四1~7ことのかたりごとともこをば〔漢字表記、省略〕100~104, 320p

これは成句としての独立性の高い言いまわしである。カタリゴトの、コトは多分「言・事」の意味であることが、上記のコトとカタリとの連関から考えて、すなおにみちびかれよう。そして「こと……」の「こと」もそれであろう。

こと、

かたりごと、

とりフレインを示しているところに言いまわしの詩的効果をわれわれは感ずる。「こと……」の「こと」を「琴」

のようにとりなす説（山上・一九七三）は、右述のようなコトとカタリとの連関からみちびかれる。「言・事」説の自然さにたいして、不自然な証拠のない説であるというばかりでなく、すでにのべてきたように語り歌が琴と結びつかない例（用例〔ト〕）があることから、否定せられるべきだろう。

五 フルコトのカタリ、モノガタリ

コトはカタルものであったという、コトとカタリとのむすびつきは以上のようにして推定された。それにはいしてフルコトをカタルとする用例がないのは、『古事記』の上にフルコトという語を見いださないからには当然のことではないが、コトはカタルものである以上、フルコトもまたカタルものであった、と推測すべきではないか。もしそうであるとすれば、かのカタリ部の語っていったものはコト、なかんずくフルコトであったという考えに到達することができる。そう考えることに重大な支障は特に見いだすことができない。カタリ部の実態は大化前代にほぼ変化したのにしても、なおフルコト記たる『古事記』は、カタリ部の職能に近いものによって伝承されたか、編纂されたかしたという性質を持つ書物であることが知られる。

モノガタリという語は、『万葉集』に出て来る七世紀後半の用例を最古とし、あと文献上にはブランクがあって、九世紀・十世紀以降、平安時代に大活躍する語である。但し人麻呂歌集には見いだされ、『日本書紀』の訓点にも散見されるということは、古語に属する古い語であった、といつてよい。文献上に浮上しにくい沈潜している語というものはかならずやあったろう。つまりコト、フルコトといった語と、モノガタリという語とは、平行して（共時的に）存在しえた語ではなかったか。とすれば両者は別個の位相で存在していた。

このコト、フルコトと、モノガタリとの勢力の交替ということに注意すれば、古代としては一筋であるのにしても、上代と、平安時代といわれる時代とは、一線をえがくことができる、といわざるをえない。コト、フルコトの時代からモノガタリの時代へと日本の古代は展開したのだ。

《参考文献》

倉野・一九五八 倉野憲司校注「古事記」、日本古典文学大系本
『古事記・祝詞』岩波書店。ページ数は原文頁に拠る。句読点、訓み下し文は新潮日本古典集成本八西宮一民、新潮社・一九七九V、日本思想大系本八小林芳規ほか、岩波書店・一九八二Vを参看して自由に作製。

- 土橋・一九六八 土橋寛『古代歌謡の世界』塙書房、三一六ページ以下。
- 同・一九八一 同『カタル』の語義補稿』『万葉』百六、昭和五十六年三月、万葉学会。
- 藤井・一九七二 藤井貞和『源氏物語の始原と現在』三一書房、五三ページ。同・定本一九八〇、冬樹社、五四ページ。
- 同・一九七六 同「コトノモトの消長——物語の源流考——」『国語と国文学』五三ノ八、昭和五十一年八月号、東京大学国語国文学会。
- 同・一九八二a 同「フルコトと古事記」『国文学解釈と鑑賞』昭和五十七年一月号、至文堂。
- 同・一九八二b 同「フルコト考——『古語拾遺』など——」『東京学芸大学紀要』人文科学Ⅴ』三十三、昭和五十七年二月。
- 古橋・一九七八 古橋信孝「歌謡研究の現在——おもに八千矛神の『神語』をめぐる——」『日本文学』昭和五十三年六月号。及び同『古代歌謡論』一九八二、冬樹社、一六八ページ以下、参照。
- 三浦・一九七九 三浦佑之「ハ神語りⅤⅡ拒否と受諾——ハ昔語りⅤへの視座をこめて——」『シリーズ古代の文学』4・想像力と様式』所収、古代文学会、武蔵野書院。
- 山上・一九七三 山上伊豆母『古代祭祀伝承の研究』雄山閣、二二九ページ以下。